

国家戦略特区ワーキンググループ
ご説明資料

国家戦略特区に関する 都市ガス業界の規制改革要望

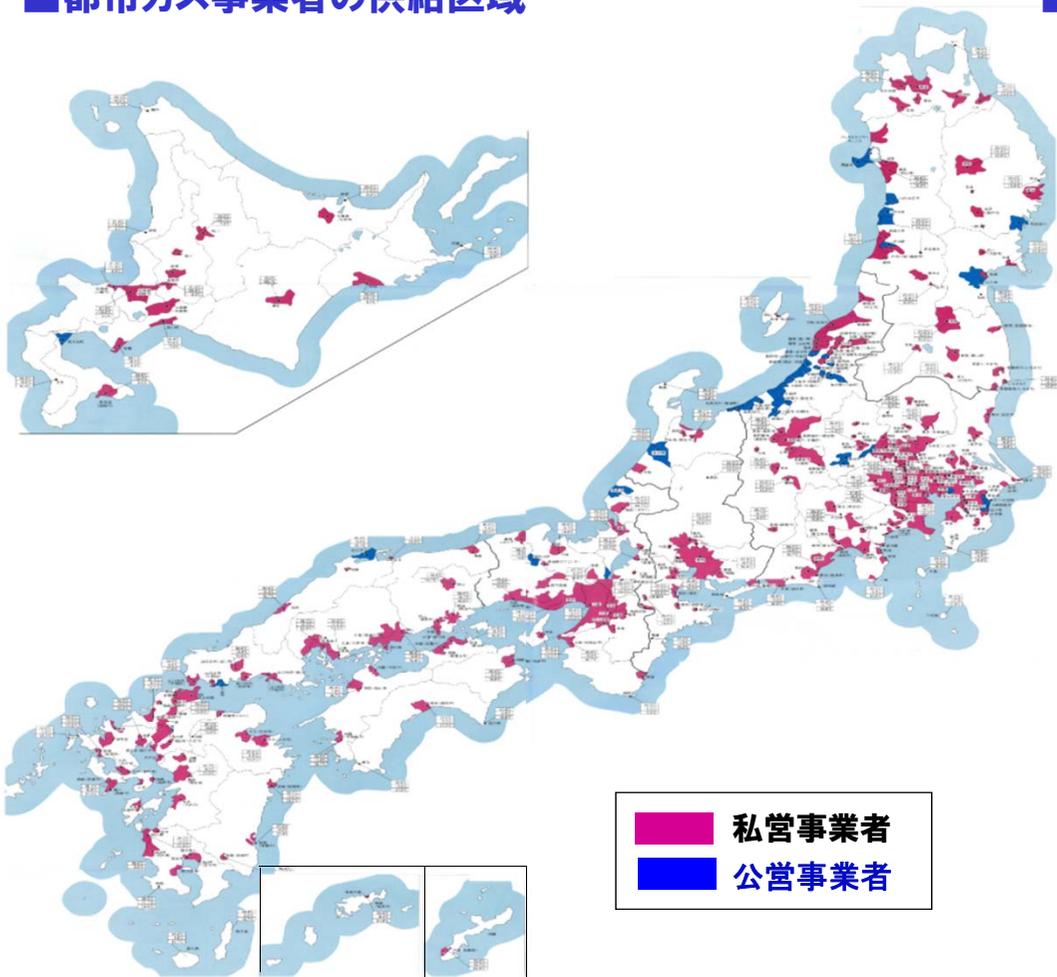
2013年7月19日
一般社団法人 日本ガス協会

Ⅰ. 都市ガス業界概要

1. 我が国における都市ガス事業の現状(1)

- 都市ガスは大小規模様々な209事業者が地域密着で事業を展開。
- 都市ガス供給区域は国土の約5%であり、広域的なガス供給パイプラインは未整備。
- お客さま数は電力の約1/3、LPGとほぼ同数。

■都市ガス事業者の供給区域

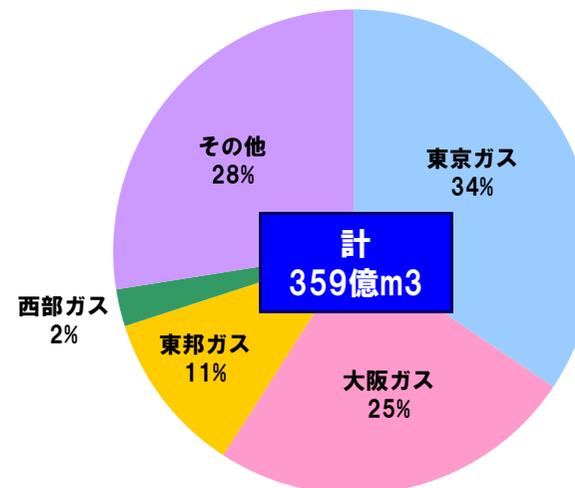


■お客さま件数(2012年3月末)

事業名	お客さま件数	供給事業者数
一般ガス事業	2,900万件 (メーター取付数)	209事業者*
一般電気事業	8,389万件 (契約口数)	10事業者
(参考) LPG販売事業	約2,400万件	21,693事業者

*うち公営事業者は29事業者

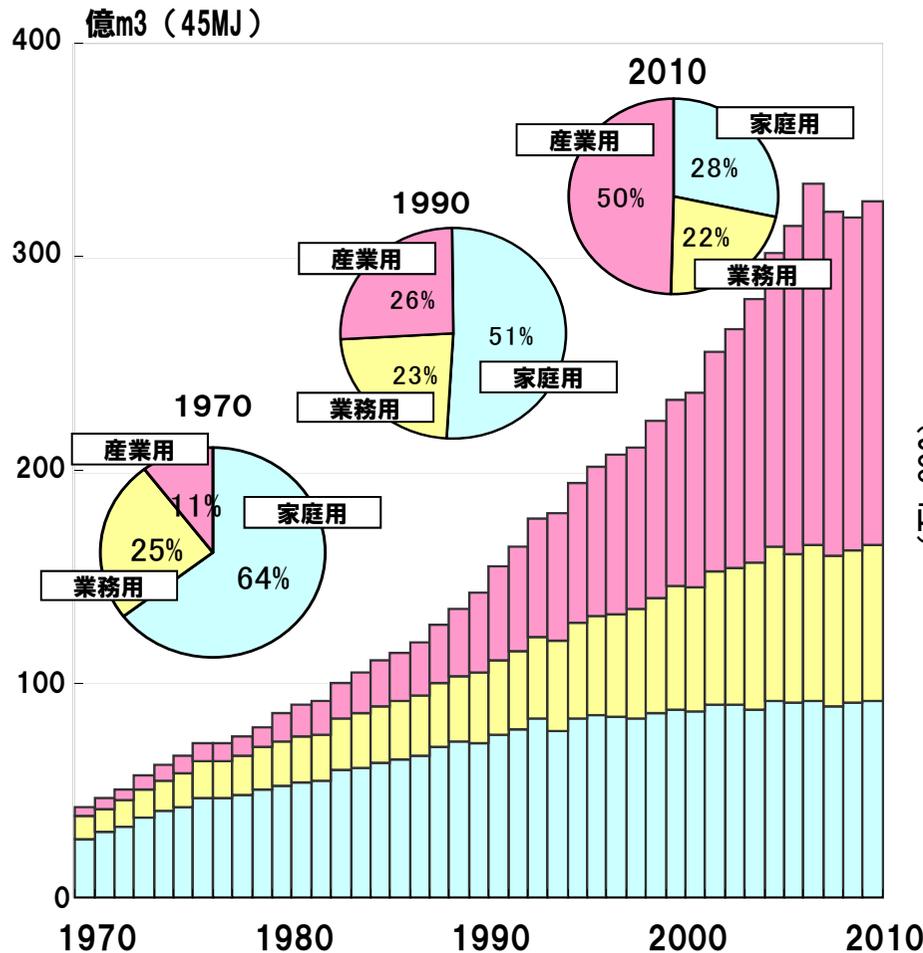
■都市ガス販売量の事業者別内訳(2011年度)



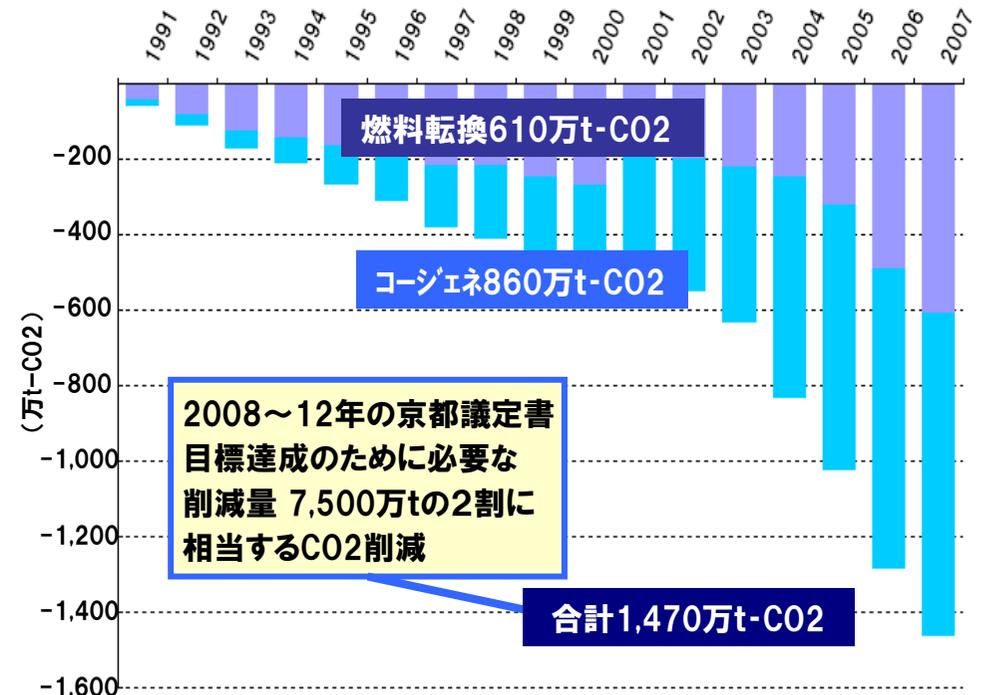
1. 我が国における都市ガス事業の現状(2)

- 1990年以降、産業用・業務用燃料の天然ガス転換が進んだ結果、販売量が大幅に増加。
- 産業用・業務用市場を中心とした天然ガス転換とコージェネレーションの普及により、1990年から17年間で1,475万トンのCO2を削減に寄与。

■ 都市ガス販売量の推移 (1970→2010年)



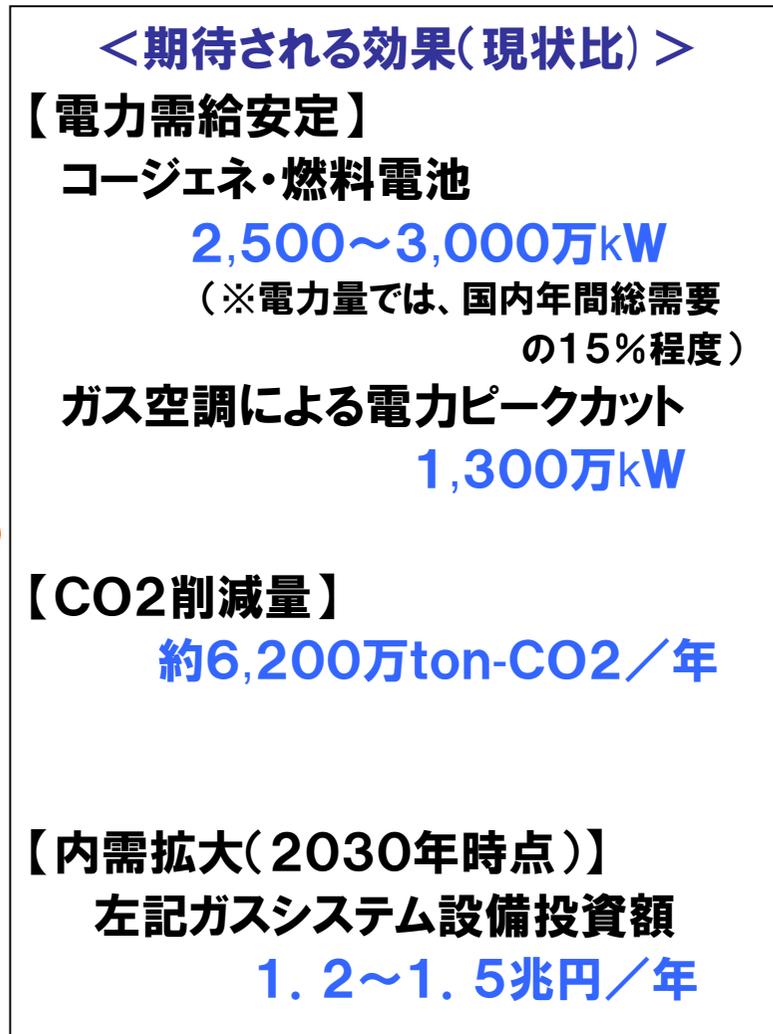
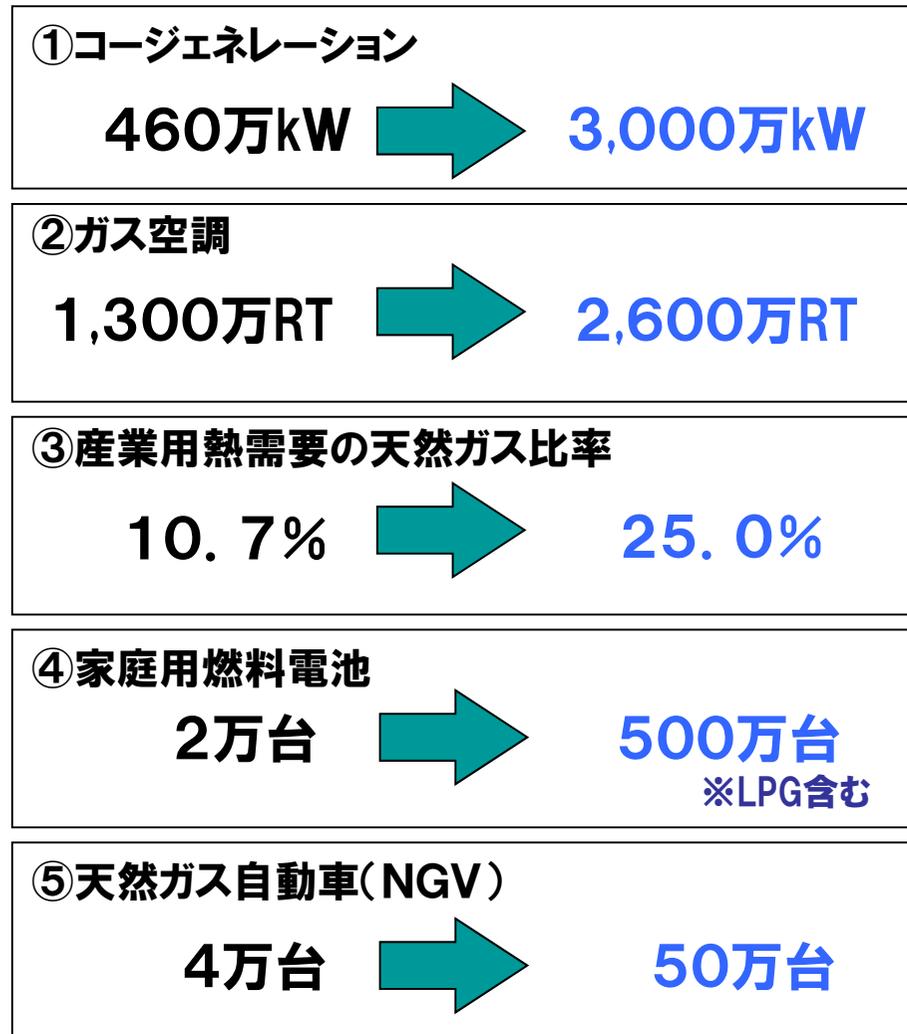
■ 産業用における熱需要の燃料転換・コージェネによるCO2削減量



※エネルギー経済統計要覧09をもとに試算

2. 都市ガス業界のビジョン - 2030年に向けた天然ガスの普及拡大 - (平成23年10月27日)

○東日本大震災以降の電力需給対策・新たなエネルギーミックス等を視野に入れ、都市ガス業界が国と一体となって天然ガスシフトの加速に取り組むビジョンを作成。



3. 都市ガス業界のビジョン実現に向けた課題

ビジョン実現に向けた課題の全体像



1. LNG(天然ガス)の低廉化・安定調達

—官民連携による資源調達、資源開発戦略の構築

2. 国内天然ガス供給パイプラインの整備

—天然ガスを全国大で安定的に供給するための供給インフラ

3. 消費段階における省エネ・節電/低炭素化/強靱化への貢献

①コージェネ・燃料電池の普及拡大

②ガス空調による電力ピークカット

③産業用熱需要の燃料転換による高効率・省エネ・省CO2

④運輸部門における天然ガストラック・バスの普及

⑤スマートエネルギーネットワーク(熱と電気的最適利用)の構築

4. 新たなエネルギー基本計画の検討における論点(平成25年6月27日)

○新たなエネルギー政策の確立に向け、生産(調達)・流通・消費各段階において論点を整理

2. 生産・調達段階における論点	3. 流通段階における論点	4. 消費段階における論点
<ul style="list-style-type: none"> ①原子力発電の安全確保 ②核燃料サイクル、使用済燃料・放射性廃棄物の処理・処分の在り方 ③事故の教訓やシステム改革等を踏まえた原子力事業の在り方 ④シールガスなど新たなエネルギー供給構造の可能性と評価 ⑤エネルギー調達の多角化や資源開発の促進 ⑥環境に配慮した高効率火力発電の導入促進 ⑦再生可能エネルギーの拡大とコスト等への適切な対応 ⑧メタンハイドレートなど国内資源開発の促進 ⑨システム改革等を通じた新規参入、新事業の創出・拡大 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①電力システム改革の断行、ガスシステム改革へ向けた総合的な検討 ②安定供給等のためのネットワークの強化(送電網、ガスパイプライン網) ③石油・LPガスの強靱なサプライチェーンの構築 ④エネルギーインフラ・ネットワーク整備と官民の役割の在り方 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー効率の抜本的向上(省エネルギー・節電の推進(産業、民生、運輸)) ②システム改革等を通じた需要者サイトからのエネルギー構造改革(デマンドレスポンスを含めたエネルギー供給・管理への積極的な参加、選択肢の拡大など) ③エネルギーマネジメントシステム・スマートコミュニティの推進(スマートメーターの導入促進など) ④コジェネの利用等による分散型エネルギーの推進 ⑤燃料電池の利用拡大等による水素エネルギーの可能性 など
5. 横断的課題についての論点		
<ul style="list-style-type: none"> ①国際的なサプライチェーンの在り方 ②石油備蓄など緊急時のエネルギー供給の在り方(国内体制、国際連携) ③エネルギー技術・人材基盤の維持・強化、先進技術開発の重要性 ④安定供給やコスト削減、我が国技術の活用などのための国際協力の推進 ⑤規制改革・システム改革・イノベーション等による効率的なエネルギー需給構造の構築、エネルギー産業構造改革と新産業創造 ⑥国際的・長期的視点を重視した温室効果ガス排出抑制への対応 ⑦行政・事業者の信頼回復、相互理解の促進へ向けた取組(政策の着実な実施、透明性向上と情報共有、丁寧なコミュニケーションなど) ⑧自治体やNPO、地域や市民との関係・仕組みの再構築 など 		

出所:総合資源エネルギー調査会総合部会(第4回会合 平成25年6月27日) 事務局資料

<参考> 日本再興戦略(成長戦略)の抜粋(平成25年6月14日閣議決定)

戦略市場創造プラン

テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(1) 2030年の在るべき姿

① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会

② 競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会

③ エネルギーを賢く消費する社会

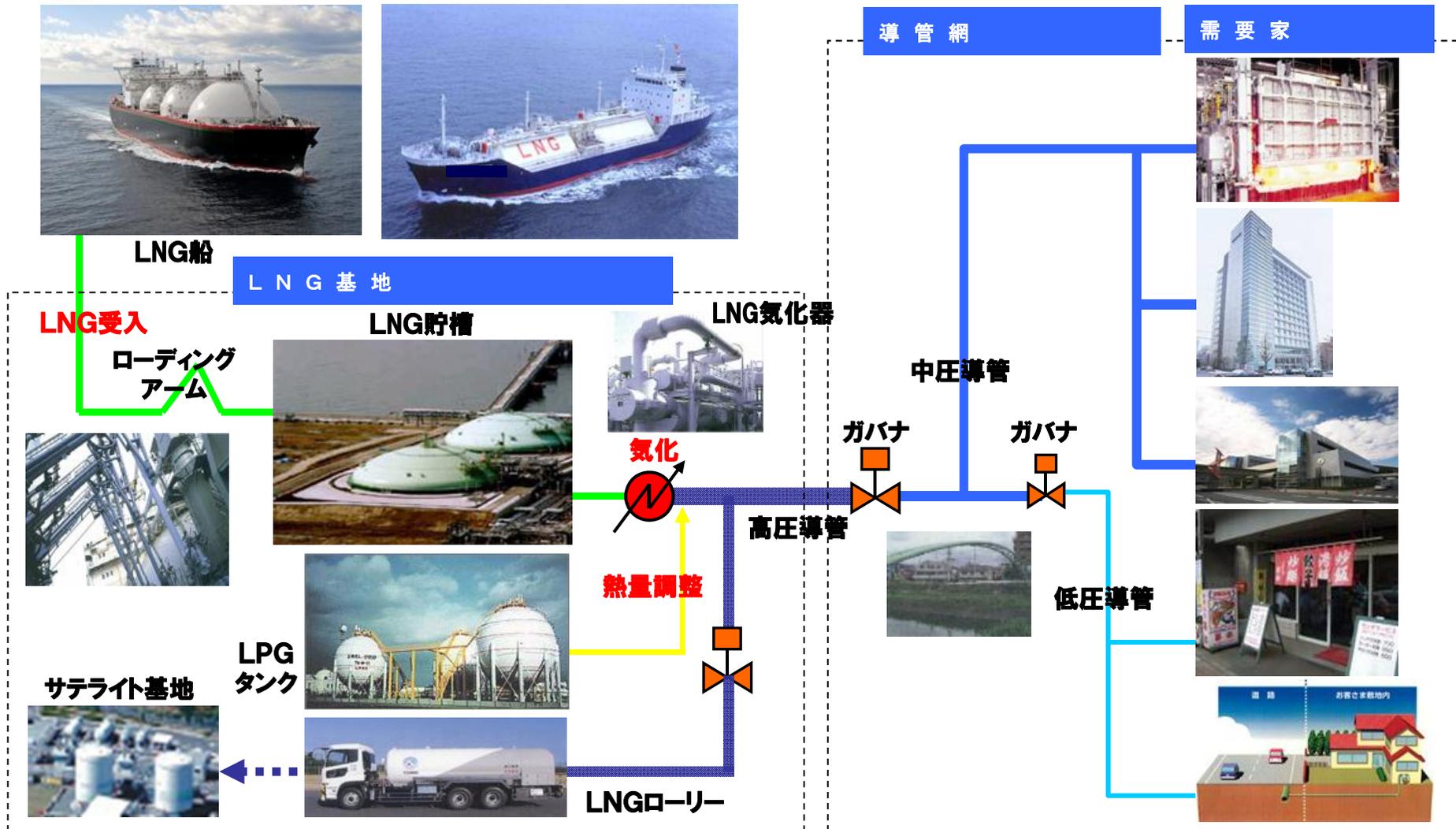
(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

	個別の社会像	実現に向けた取組
①	◆ <u>低廉な価格で必要な時に必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる「エネルギーが身近で使いやすい環境」</u>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入のための規制・制度改革等 浮体式洋上風力発電の推進 <u>火力電源の新增設・リプレースを原則入札による効率化・透明化</u> <u>石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化</u> 火力発電の技術開発支援 <u>メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等</u>
②	◆ <u>携帯電話のように、利用者がエネルギー提供会社を自由に選び、多様なプランの中から自分のニーズにあった選択ができる環境</u>	<ul style="list-style-type: none"> 電力システム改革の実行 蓄電池の技術開発、国際標準化、普及拡大 次世代デバイス・部素材(パワーエレクトロニクス等) 研究開発・事業化
③	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機器のエネルギー消費効率を飛躍的に高め使用方法を改善するとともに、そのネットワーク化を通じてエネルギー消費が無駄なく最適化される ◆ 次世代自動車等が普及し運輸部門の省エネが進む ◆ <u>エネファームを始めとするコージェネレーションが普及し、エネルギーを余すことなく消費する</u> ◆ 住宅・ビルは、高い断熱性能を有し、自ら使うエネルギーを管理し水から生み出せる環境を整備し、<u>先進的な需給構造を作っていく</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>エネルギーマネジメントにより賢い消費を実現、また、そのためのインフラ整備と規制・制度改革を進める</u> ◆ <u>スマートコミュニティの拡大、エネルギーマネジメント産業の確立</u> ◆ 住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化 ◆ トップランナー制度の適用拡充(建築材料) ◆ <u>燃料電池技術開発・低コスト化</u> (2030年にエネファーム530万台を市場に導入する) ◆ 次世代自動車の普及・性能向上支援 ◆ 電池・充電制御等の国際標準化 ◆ <u>水素供給インフラ導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直し</u>

II. ガス供給パイプライン整備の現状と課題

1. 都市ガス事業の製造から供給までの流れ

○LNG貯槽に受け入れられたLNGを組成や熱量を調整して都市ガスを製造。高圧ガスを輸送導管(パイプライン)を通して送出し、ガバナ(整圧器)で中圧、低圧に減圧して需要家に供給。

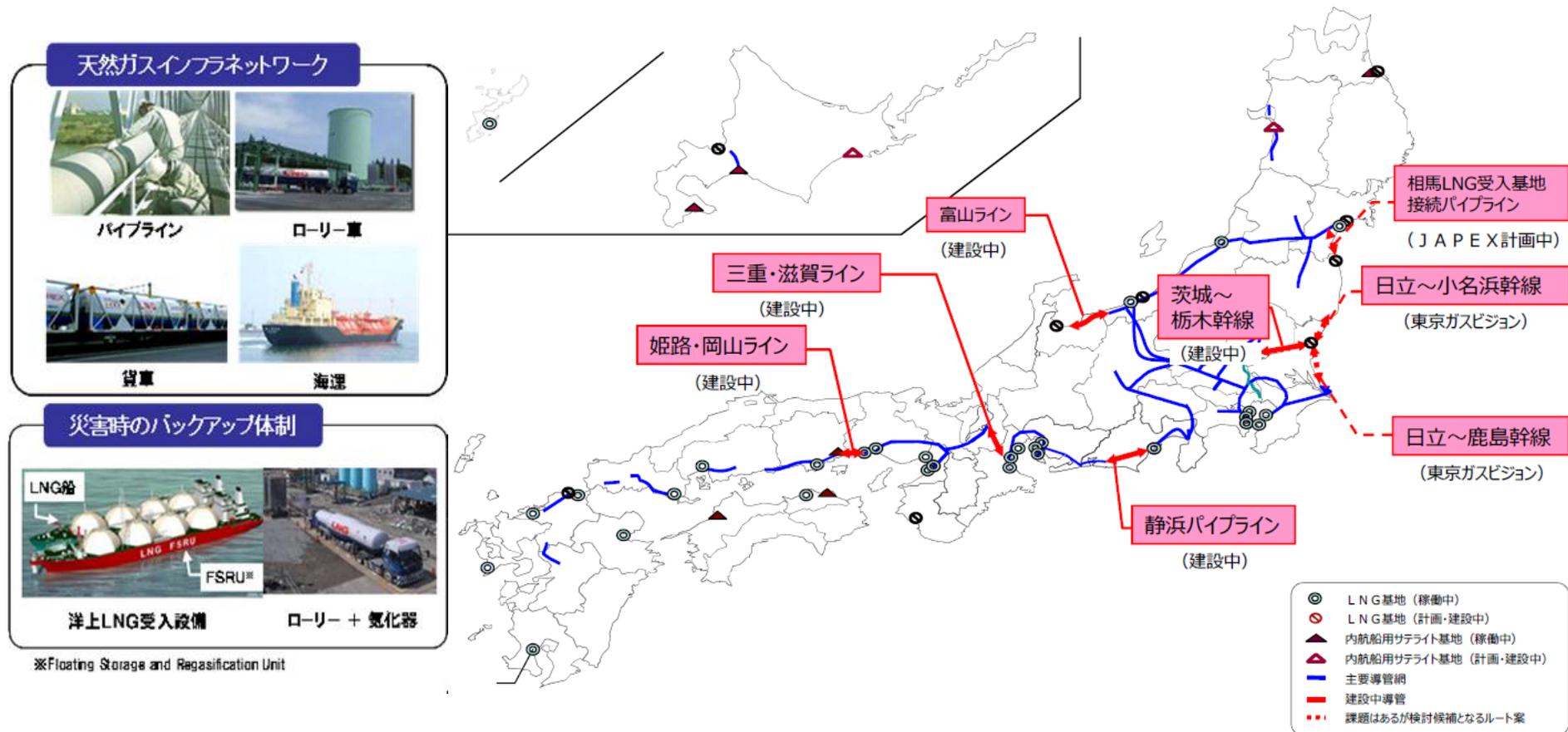


2. ガス供給パイプライン敷設工事の主な工法

非開削工法	開削工法	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用される場所・・・最も汎用的に用いられている。 ✓ 工法の特徴・・・コストパフォーマンスが高い工法。道路上をショベルなどにより直接掘削し、直接ガスを吊りこみ、設置する。 ✓ 施工上の制約・・・道路上に一定の掘削幅が必要なため、①交通量が多い道路や、②他の埋設物が輻輳している場所では適用が難しい。
	推進工法	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用される場所・・・河川や軌道などを横断する際によく用いられる。 ✓ 工法の特徴・・・短～中距離の施工で、曲進施工でないものを対象とする。立坑を掘り、推進管を地中に施工する。その後、溶接したガスを推進管内に送り込む。 ✓ 施工上の制約・・・曲進施工が出来ず、かつ、施工距離も10m～1000m程度の制限あり。
	シールド工法	 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用される場所・・・上記に適さない場所で適用される。 ✓ 工法の特徴・・・推進工法に比べ長距離の施工や、曲進施工が可能。立坑を掘り、立坑間にトンネルを施工する（直径約2m程度）。その後、このトンネルにガスを送り込み、トンネル内で溶接を行う。

3. 国内ガス供給パイプラインの整備状況

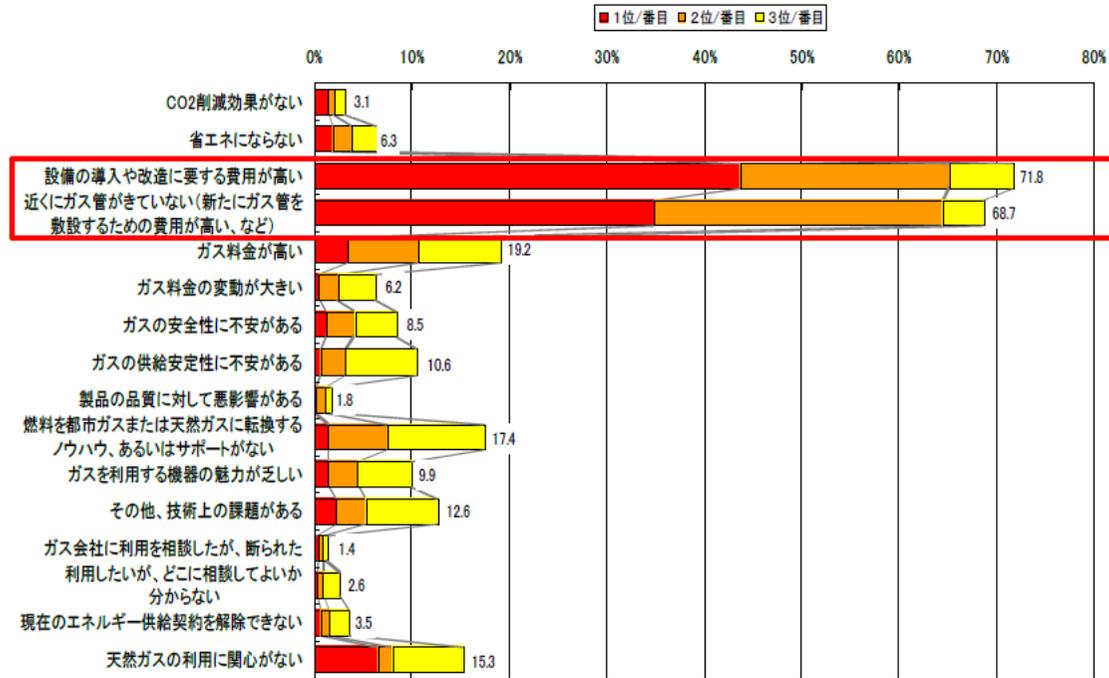
- 都市ガス事業者は、天然ガスシフトとセキュリティ向上のため、従来からガス供給パイプラインの整備とネットワーク化に取り組んできた。更なる天然ガス利用拡大のためには、パイプラインの整備が課題。
- 需要家(エネルギー使用企業)に対するアンケート調査でも、天然ガスを利用していない理由として、ガス供給パイプラインがないという理由が多数を占めている(次頁参照)。



<参考> 天然ガス利用に関する企業の意識調査結果

【参考 28】 天然ガス利用に関する企業の意識

○ エネルギー使用企業に対するアンケート調査によれば、燃料等として天然ガスを利用していない理由として、「初期投資額が大きい」、「ガス導管がない」の2点に集中しているとの結果が得られている。



(出所) ガス事業のあり方に関する検討会天然ガスの燃料転換・高度利用に関するWG資料 (日本エネルギー経済研究所)

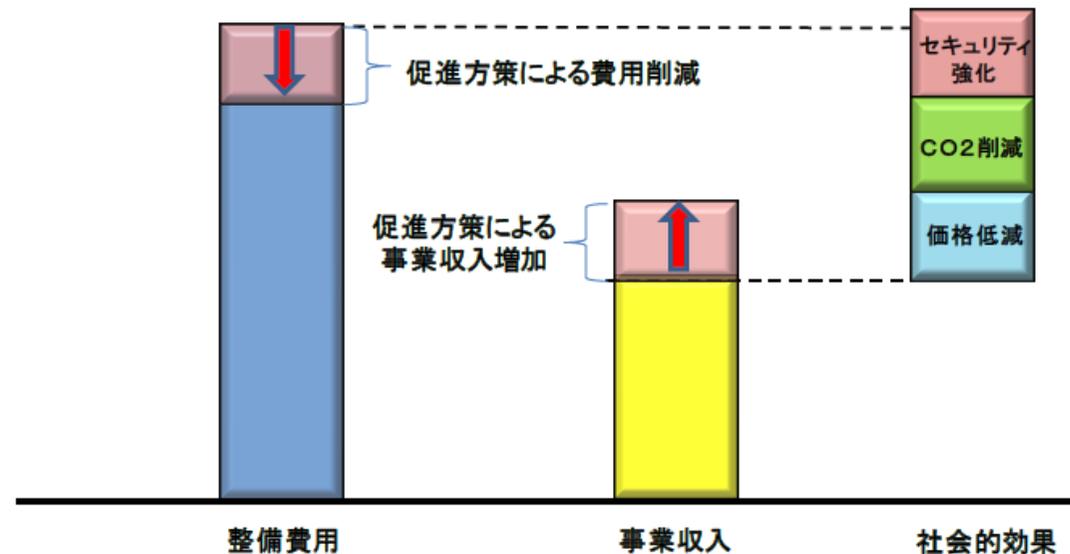
出所:平成24年6月天然ガスシフト基盤整備専門委員会 報告書参考資料集

4. 国内ガス供給パイプラインの整備における課題

- 広域的なガス供給パイプラインのネットワーク構築は、民間主導を原則とするが、国がその整備費用削減のために規制緩和や財政税制上の支援を行うなどの適切な政策を措置することで、整備は加速すると考えられる。
- また、民間主導のガス供給パイプライン整備の促進には、投資予見性を高めるために、需要開発と一体的に取り組むことが必要不可欠である。

整備促進策の在り方

- 費用負担の問題を考えるに当たっては、同時に、いかに整備費用を削減し、いかに事業収入を増加させることができるかということも重要。
- 「費用削減」や「事業収入増加」の促進方策には、制度的なアプローチ（規制緩和を含む）もあれば、財政支援的なアプローチもあるが、いずれかのアプローチを選択すべきか、それとも双方を組み合わせるべきか。



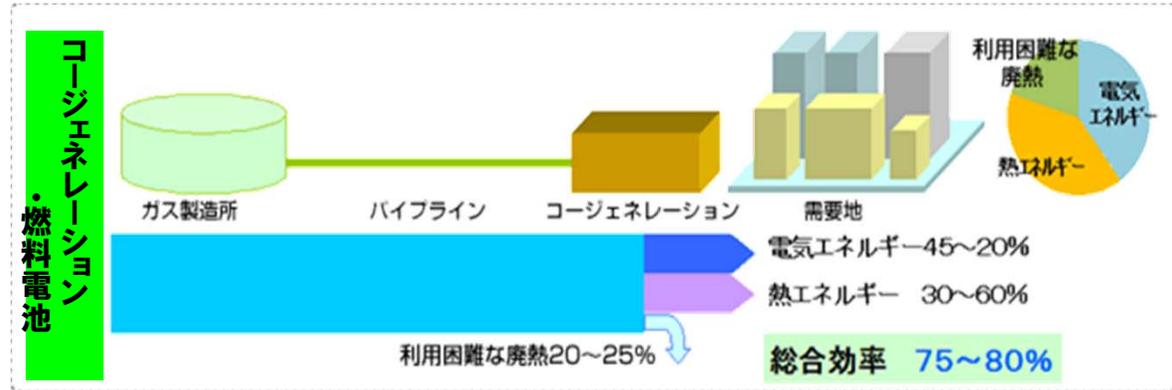
出所:平成24年6月天然ガスシフト基盤整備専門委員会 報告書参考資料集

Ⅲ. コージェネレーション導入の現状と課題

1. コージェネレーションの概要

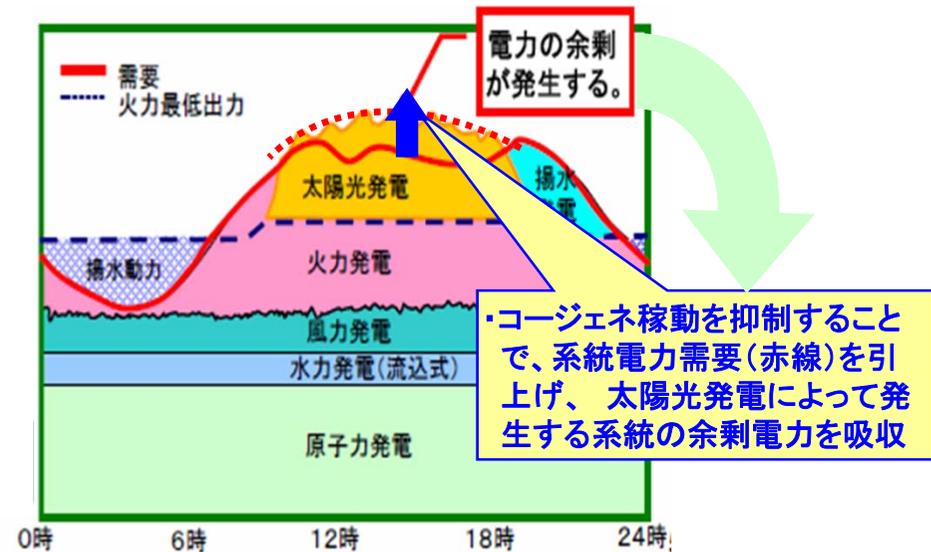
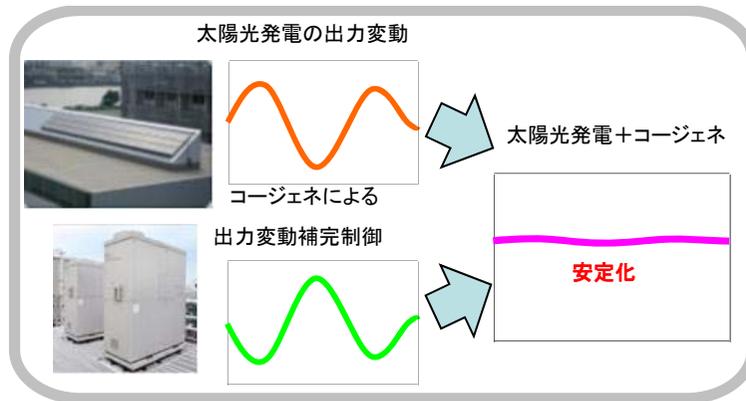
①優れた省エネルギー性

- ・廃熱を有効利用することで、高い総合効率を実現
- ・系統電力需要のピークカット、平準化にも貢献



②再生可能エネルギーとの親和性

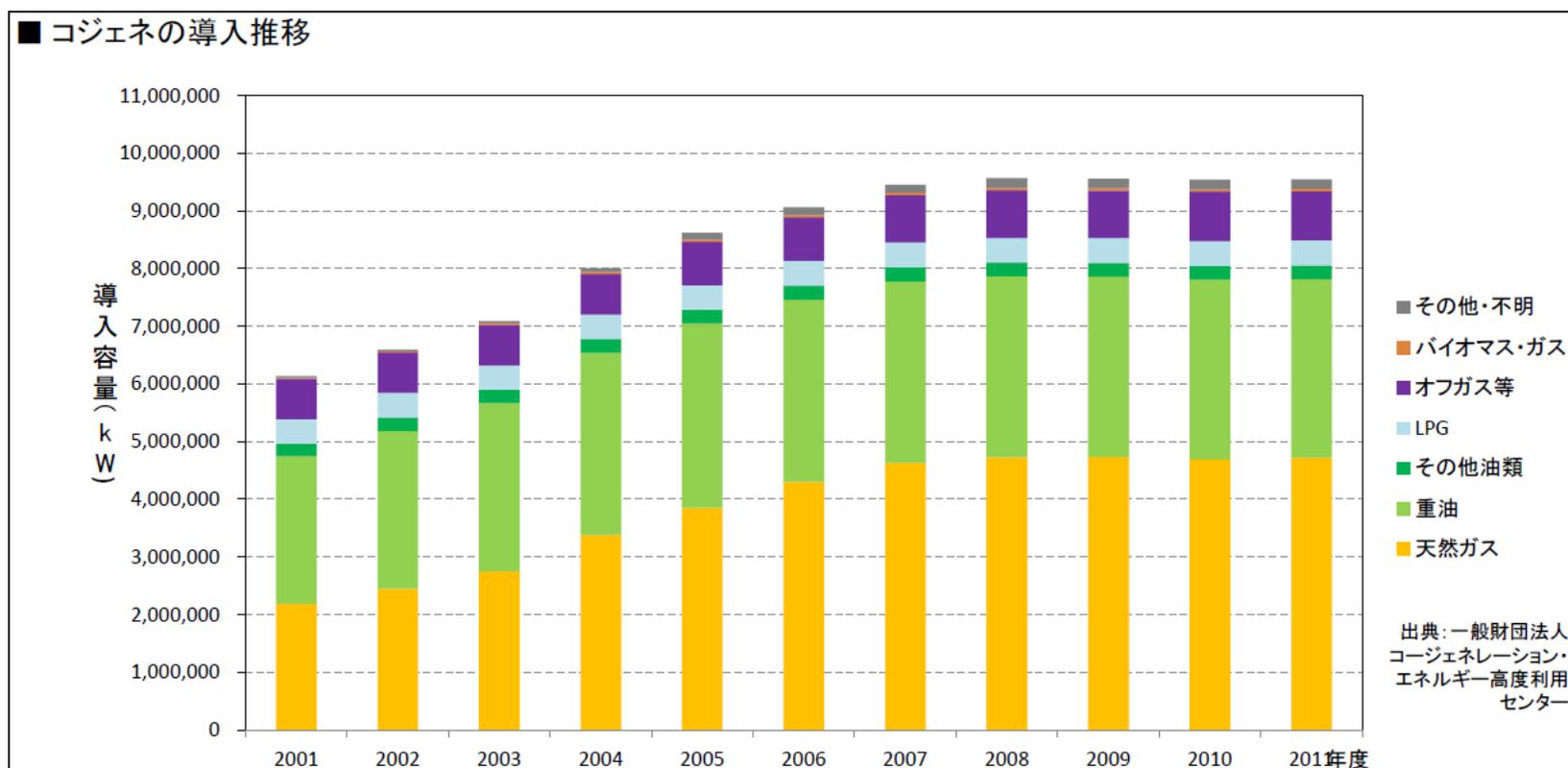
- ・出力安定化による導入量の拡大
(再生可能エネルギーの出力変動をコージェネの稼働制御により調整)



③電源の多重化によるエネルギーセキュリティの向上

2. コージェネレーションの導入状況

- コージェネは1980年代から導入が開始され、省エネ・省コストを図る設備として導入が拡大。現在の導入量は約950万kWで、工場や業務用施設等で幅広く活用されている。
- 近年は、リーマンショック後の設備投資の冷え込みや原油価格高騰による燃料価格の上昇により、コージェネの導入が伸び悩んでいたが、東日本大震災以降、需要家の災害対応力への意識の高まりにより、コージェネの導入が検討されるケースも増えてきている。



出所: 平成25年6月27日(総合資源エネルギー調査会総合部会(第4回))

3. コージェネレーションの導入施策と課題

1. 行政におけるサポート体制の強化

- 昨年8月、資源エネルギー庁にコジェネ推進室(通称)を設置し、各地方経済産業局にもコジェネ相談窓口を設置し、コジェネの導入促進に向けたサポート体制を強化。

2. 予算・税制による支援体制の強化

- 平成25年度は天然ガスコジェネ等の分散型電源の導入促進を図るため、「分散型電源導入促進事業費補助金」として約250億円を確保するなどの支援体制を構築。

3. コジェネ導入、利用拡大のための制度面からの環境整備

3-1) 電気事業制度の運用改善で対応する事項

- 電気事業法上の特定供給の許可要件を緩和し、コジェネを含む分散型電源を導入しやすい環境を整備。

3-2) 電気事業法改正の中で対応する事項

- 「電力システムに関する改革方針」(本年4月2日閣議決定)を踏まえ、現在電力システム改革を着実に推進しているところであるが、この中においても、コジェネの導入促進に資する施策を展開。

4. コジェネ由来の電気が取引しやすい環境の整備

- 昨年6月、卸電力取引所に「分散型・グリーン売電市場」を開設し、コジェネ由来の電気が取引しやすい環境を整備。プレミアムを付した形での買取制度の導入など、安易に国民負担の増加につながりかねない施策を導入するのではなく、まずは市場で取引しやすい環境を整備していく。

5. 燃料価格の低減に向けた取組の強化

- 米国からのLNG輸入の促進や国内における天然ガスパイプラインの整備など、燃料価格の低減に向けた取組を推進。

出所:平成25年6月27日(総合資源エネルギー調査会総合部会(第4回))

IV. 都市ガス業界の規制・制度改革要望

1. 国内ガス供給パイプラインの整備における規制緩和等の全体図

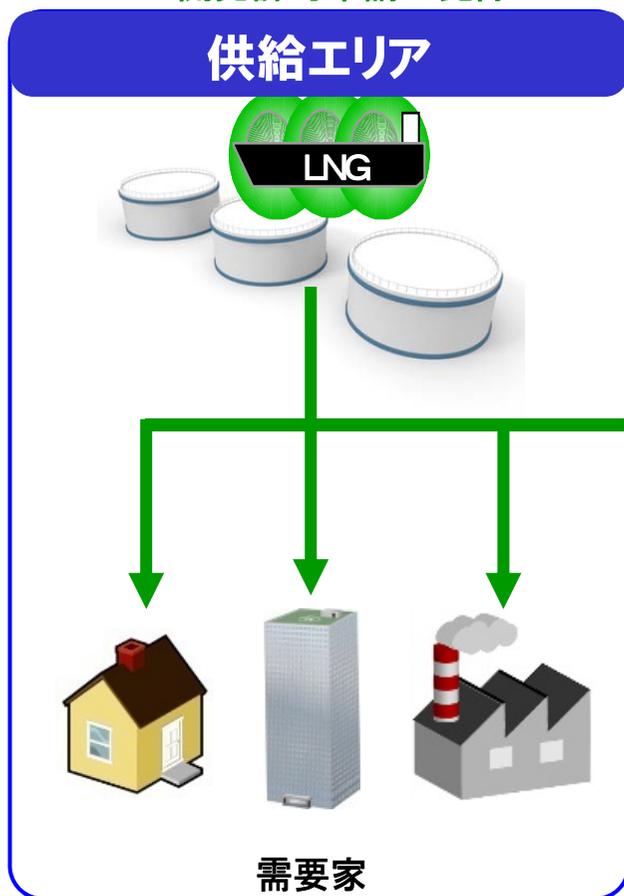
措置済み・閣議決定済み
 未措置(規制緩和)
 未措置(規制緩和以外)

道路種類	手続き簡略化 (間接費削減)	期間短縮 (直接費削減)	工事費削減 (直接費削減)	PL維持費用削減 (維持費削減)
港湾	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 占用許可要件の明確化 (道路法対象外道路における義務占用) </div>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 道路占用料の減免 </div>
一般道	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: red;"> ガス卸供給用のパイプラインにおける 都市計画法に基づく開発許可の不要化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 土壌汚染対策法に基づく 届出提出書類の簡素化 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 道路占用に関する措置充実(right of way) (作業時間の柔軟化、常設作業帯の距離延長 等) </div>			<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 道路占用料の減免 </div>
河川	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 河川の縦断占用の緩和 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; color: red;"> 河川横断するガス導管敷設 工事の渇水期以外の施工許可 </div>	→平成25年度措置予定		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 河川占用料の減免 </div>
農地・ 農業用道路	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; color: red;"> ガス工作物設置における 農地転用許可の不要化 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 占用許可要件の明確化 (道路法対象外道路における義務占用) </div>	→平成25年度措置予定		
高速道路(新設)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新設高速道路に併せた随伴 (占用条件の明確化) </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 道路占用料の減免 </div>

2. ガス卸供給用のパイプラインにおける都市計画法に基づく開発許可の不要化

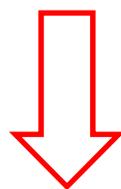
<自らLNGを輸入する一般ガス事業者>

都市計画法第29条に基づく
開発許可申請が免除



<卸供給用のパイプライン>

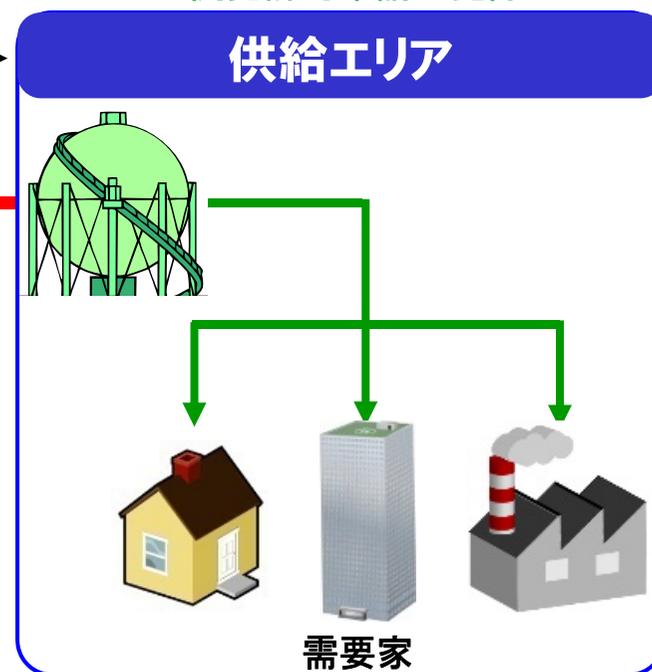
都市計画法第29条に基づく
開発許可申請が必要



都市計画法に基づく
開発許可の不要化

<他のガス事業者から卸供給を受ける一般ガス事業者>

都市計画法第29条に基づく
開発許可申請が免除

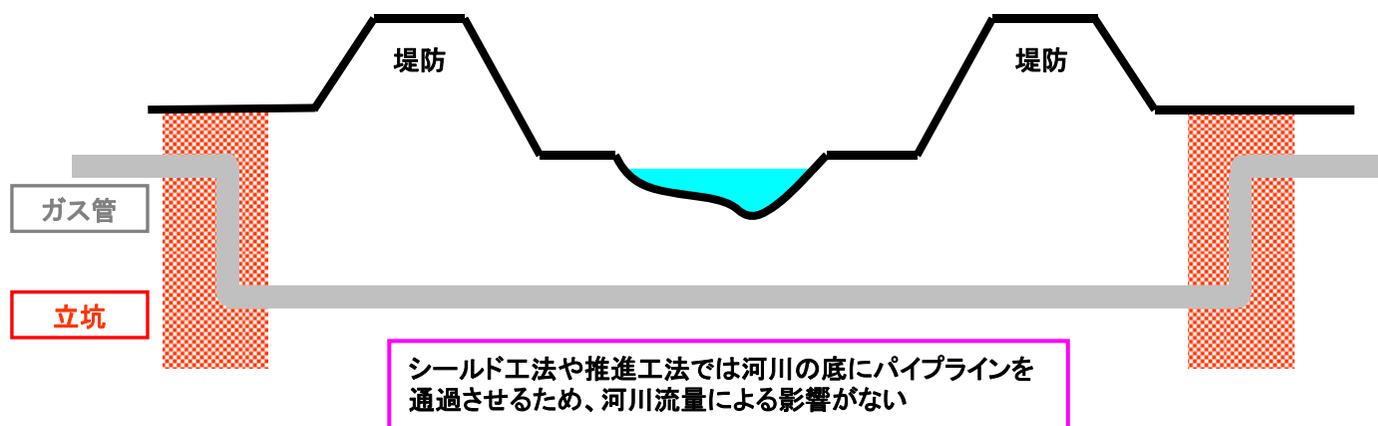


3. 河川横断するガス導管敷設工事の渇水期以外の施工許可

平成25年度
措置予定

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>河川横断工事について、渇水期以外の期間における施工を許可していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>河川法第26条</p>	<p>【現状・要望理由】</p> <p>河川を横断するガス導管敷設工事を行う場合、河川によっては管理者から渇水期(11~5月)での工事を指示されることがあるため、柔軟な対応を要望する。特に、<u>堤防の外側の立坑から河川の底を横断させ、対岸の立坑までガス管を敷設する工法(シールド工法や推進工法)については、河川の流量による影響がない</u>と考えられるため、渇水期以外における施工を認めていただきたい。</p> <p>【効果】</p> <p>工期が限定されないことにより早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>

■ 河川の底を横断させる工法のイメージ

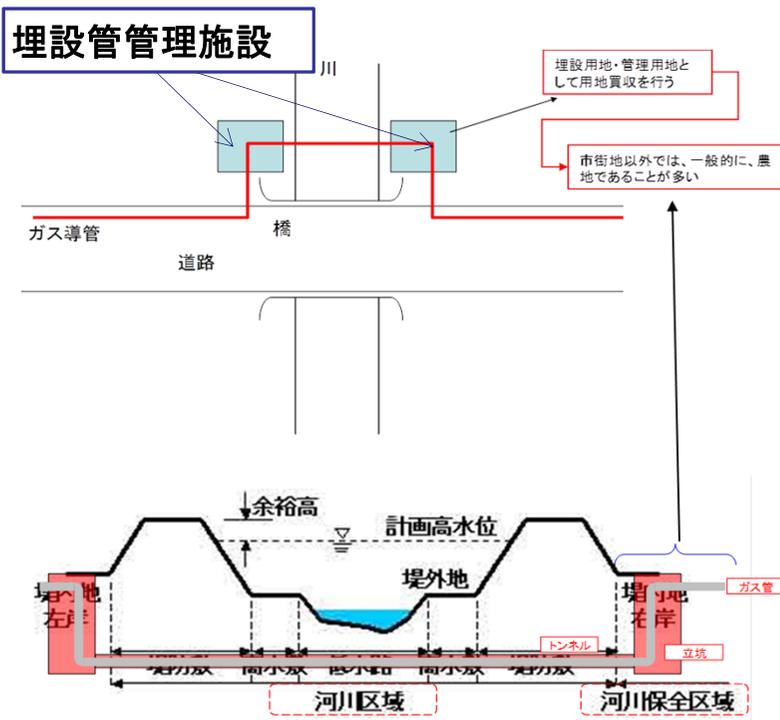


4. ガス工作物設置における農地転用許可の不要化

平成25年度
措置予定

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>電力・通信事業と同様に、農地転用の許可自体を不要としていただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>農地法施行規則第18条、第32条、第53条</p>	<p>【現状】</p> <p>ガス工作物の設置には農地転用許可が必要であり手続きに時間を要する。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>電力・通信事業と同様に、農地転用の許可自体を不要としていただきたい</p> <p>農地転用許可が不要となれば、事前の農振除外完了も不要となるため、農振除外申請受付までのリードタイムの短縮と農振除外申請から農地転用許可までの期間(10~11ヶ月)の短縮が可能になる</p>

推進工事の例(河川の場合)



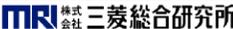
埋設管管理施設の設置例



<参考>ライト・オブ・ウェイ

- 「ライト・オブ・ウェイ」とは、「パイプラインまたは付属設備の建設・運転のために使用が必要な帯状の土地」におけるパイプライン建設にあたり、地上権とは関係なく、ある一定の範囲内で事業者が自由に敷設する権利のこと。
- 欧州ではイギリス、ドイツ、フランス、イタリアなどでこの制度が導入されている。





Right of Way

- Right of Wayの設定
 - 輸入・輸送パイプライン (Supra-regionalおよびRegionalパイプライン)
 - ・ 民有地を利用する場合、地権者と交渉しパイプラインを敷設する権利(Easement)の対価を地権者に支払う。パイプライン会社が地権者に支払う対価は個別交渉で決定されるが、地価の10~20%を一括で支払うのが通常。
 - ・ パイプラインの敷設権利が設定された土地では一般の耕作等は可能だが構造物の建築や大規模な植樹等は禁止されている。
 - 地域配給パイプライン
 - ・ 原則として地権者は無償で、同パイプラインの民地利用を認めなければならない。
- Right of Wayの設定期間・更新
 - 輸入・輸送パイプライン
 - ・ ドイツ民法上は無期限の期間設定が可能。連邦道路についても同様。
 - 地域配給パイプライン
 - ・ 地方自治体等の有する公有地の利用は、20年以下とされている。
- 行政の関与
 - 輸入・輸送パイプライン
 - ・ 連邦政府はガスパイプラインに関する民地へのR.O.W設定交渉には基本的に関与しない(公有地には関与)。
 - 地域配給パイプライン
 - ・ 地方自治体は地役権を許可する立場にあり、事業者と地権者間で締結された地役権契約の履行を監視する。
- その他
 - ・ ガス事業者にはEnergy Industry Actにより土地の強制収用権が与えられている。但し裁判の長期化等を懸念し通常、同権利の行使は敬遠される。
 - ・ R.O.W設定に関して連邦政府が基本的に関与しないとはいえ、一定規模(口径300mm以上)をこえるパイプライン建設に係るR.O.W設定は連邦政府の事業計画評価手続きを経る必要がある。
 - ・ パイプラインを敷設する権利(Easement)で権利設定される範囲は4~10m幅の土地。

出所: 石油公団, 平成15年度「我が国におけるパイプライン整備のための事業環境に関する調査」より作成

Copyright (C) 2012 Mitsubishi Research Institute, Inc.
58

出所: 平成24年4月6日天然ガスシフト基盤整備専門委員会(第3回)

5. コージェネレーション普及拡大における規制緩和等の全体図

(1) コージェネレーション由来の電気が取引しやすい環境整備

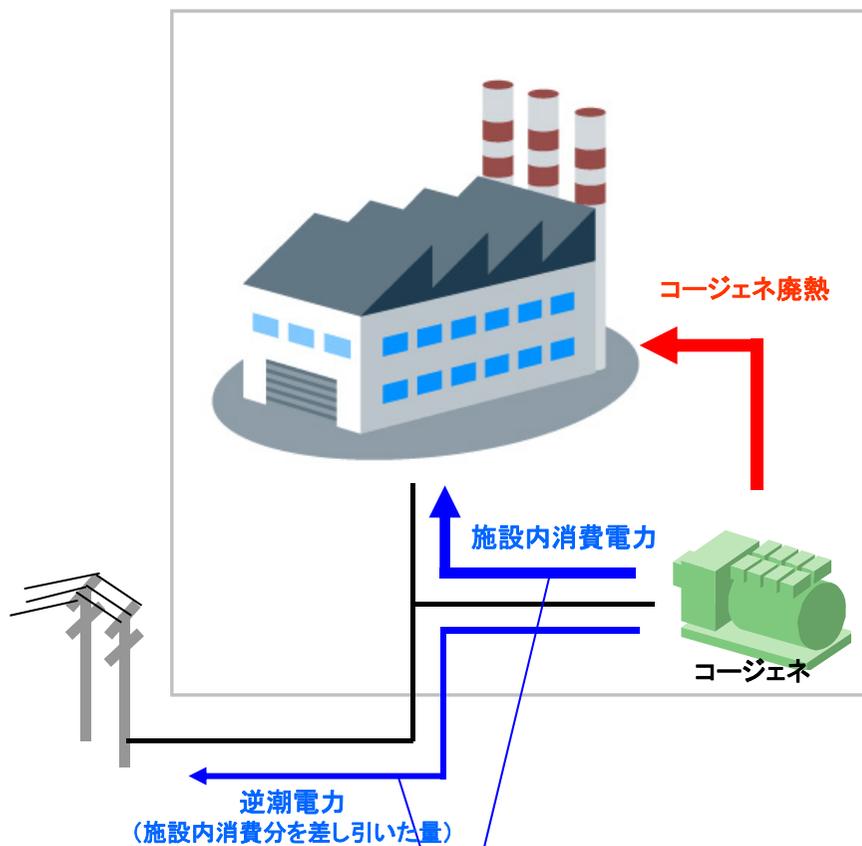
① コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施	コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続をすることで、整形された、より価値の高い電力を逆潮することが可能となる
② 燃料電池等の逆潮電力の活用	燃料電池等の逆潮電力を地産地消することで、社会全体の発送電コストを抑制することが可能となる

(2) 電気事業制度運用改善・電力事業法改正による環境整備

① 電気事業制度の運用改善で対応する事項	電気事業法上の特定供給の許可要件を緩和し、コージェネを含む分散型電源を導入しやすい環境を整備 ・特定供給制度の運用改善
② 電気事業法改正の中で対応する事項	「電力システムに関する改革方針」(本年4月2日閣議決定)を踏まえ、現在電力システム改革を着実に推進しているところであるが、この中においても、コージェネの導入促進に資する施策を展開 ・自己託送制度の見直し ・広域的運営推進機関の設立 ・電力小売の全面自由化 ・自営線供給の制度化

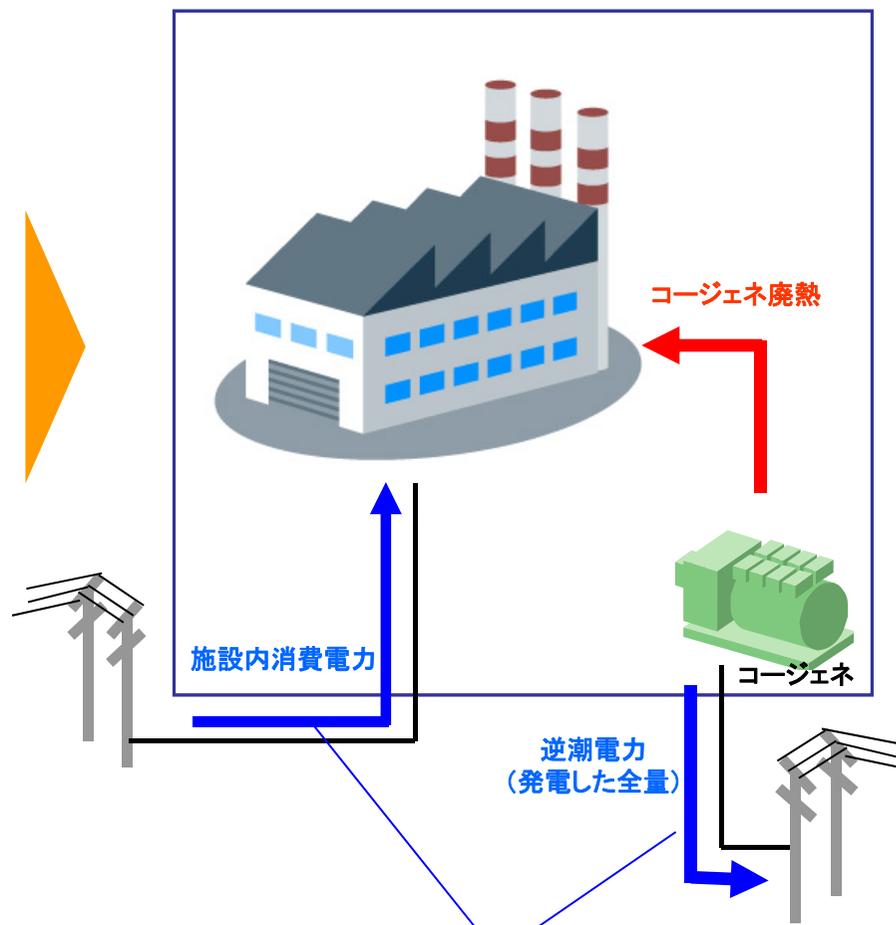
6. コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施

＜従来型(引込線を経由して連系接続)＞



コージェネで発電した電力は、施設内で消費する電力を差し引いた残りを売電する形態となるため、売電量はゼロないし僅少になることが多い。また、施設内の電力負荷の変動により売電する電力は不整形な電力となる

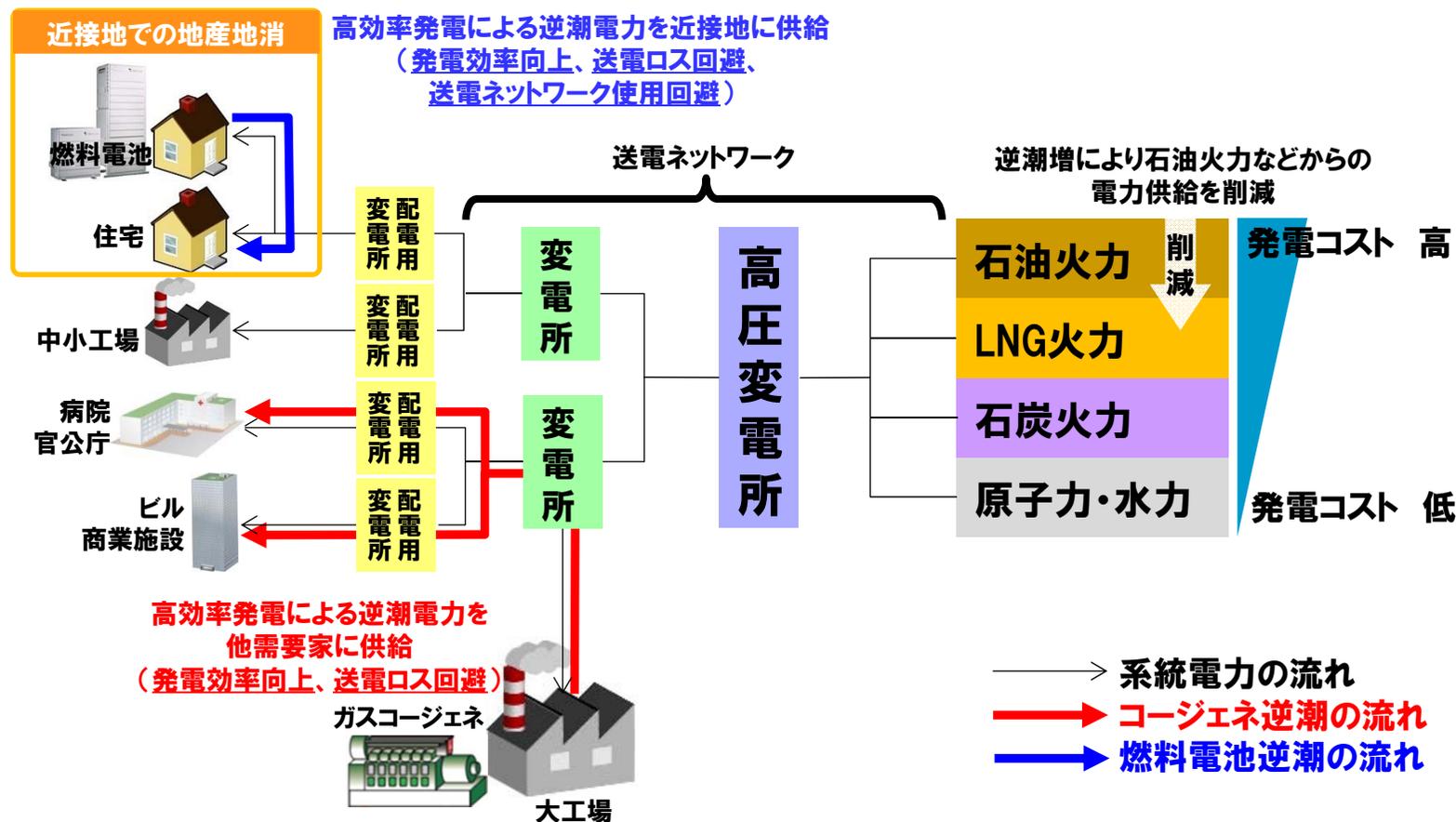
＜専用線による連系接続＞



専用線による連系接続により、コージェネで発電した電力を全て逆潮することが可能となる。また、施設内電力負荷の変動の影響がないため、整形された、より価値の高い電力を逆潮することができる

7. 燃料電池等の逆潮電力の活用

- 機器の高効率化・コストダウン、安定かつ低廉な原料調達に加え、社会便益の観点からコージェネレーションや燃料電池の発電電力量を適切に評価する仕組みを整備することが重要(例:逆潮電力の流通性を向上)
 - メリット①社会全体で発送電コストを抑制でき、電気料金の抑制に貢献
 - 発送電コスト抑制の一例:発電効率改善、送電ロス回避、送電ネットワーク使用回避など
 - メリット②コージェネレーションや燃料電池の安定的な稼働による導入者側の投資予見性の向上と、デマンドレスポンス・ネガワット効果の向上



8. 都市ガス業界の主な規制・制度改革要望(まとめ)

(1) 天然ガスシフトのためのガス供給パイプライン整備

- ① ガス卸供給用のパイプラインにおける都市計画法に基づく開発許可の不要化
- ② 河川横断するガス導管敷設工事の濁水期以外の施工許可 →平成25年度措置予定
- ③ ガス工作物設置における農地転用許可の不要化 →平成25年度措置予定

(2) 分散型エネルギーシステムの普及

- ① コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施
- ② 燃料電池等の逆潮電力の活用



成長戦略の実現に貢献

エネルギーを賢く消費する社会像

参考資料
規制・制度改革要望の各項目詳細内容

(1)ー①ガス卸供給用の導管における都市計画法に基づく開発許可の不要化

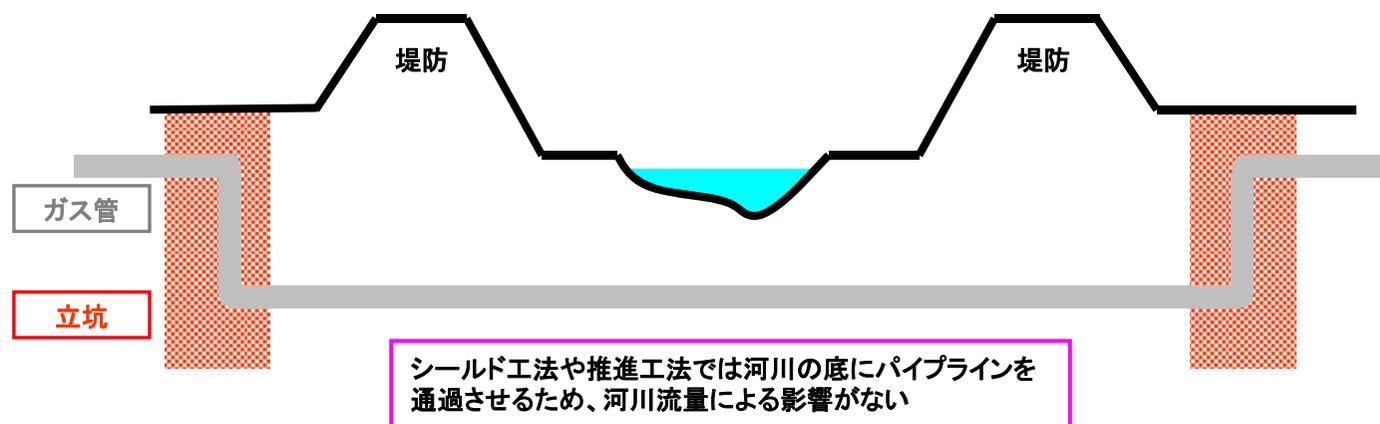
要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>ガス卸供給の用に供するガス導管について、都市計画法第29条に基づく開発許可申請が免除される「公益上必要な建築物」として、一般ガス事業用の設備と同等の取り扱いをしていただきたい</p> <p><関係法令> 都市計画法</p>	<p>【現状】</p> <p>一般ガス事業者へのガス卸供給用の導管(以下、卸導管)の所有者であるガス導管事業者には供給義務が無く、事業の変更・廃止を届出のみで行える。</p> <p>このため、<u>ガス導管事業者には公益性が認められず</u>、都市計画法第29条に基づく<u>開発許可申請が免除されていない</u>。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>ガス導管事業者は、事業への参入・撤退が容易であり、継続性や公益性は薄いと言える。</p> <p>しかし、ガス導管事業者に関わらず、<u>卸導管自体</u>は、それにより一般ガス事業者が継続的にガス供給を受けていることから、<u>その一般ガス事業者が一般ガス事業を行う上で必要不可欠な設備</u>である。</p> <p>したがって卸導管は、<u>他の一般ガス事業用の設備と同等に、公益上必要な建築物として認め</u>、都市計画法第29条に基づく開発許可申請を免除することを要望する。</p>

(1)ー②河川横断するガス導管敷設工事の渇水期以外の施工許可

平成25年度
措置予定

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>河川横断工事について、渇水期以外の期間における施工を許可していただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>河川法第26条</p>	<p>【現状・要望理由】</p> <p>河川を横断するガス導管敷設工事を行う場合、河川によっては管理者から渇水期(11～5月)での工事を指示されることがあるため、柔軟な対応を要望する。特に、<u>堤防の外側の立坑から河川の底を横断させ、対岸の立坑までガス管を敷設する工法(シールド工法や推進工法)については、河川の流量による影響がない</u>と考えられるため、渇水期以外における施工を認めていただきたい。</p> <p>【効果】</p> <p>工期が限定されないことにより早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>

■河川の底を横断させる工法のイメージ

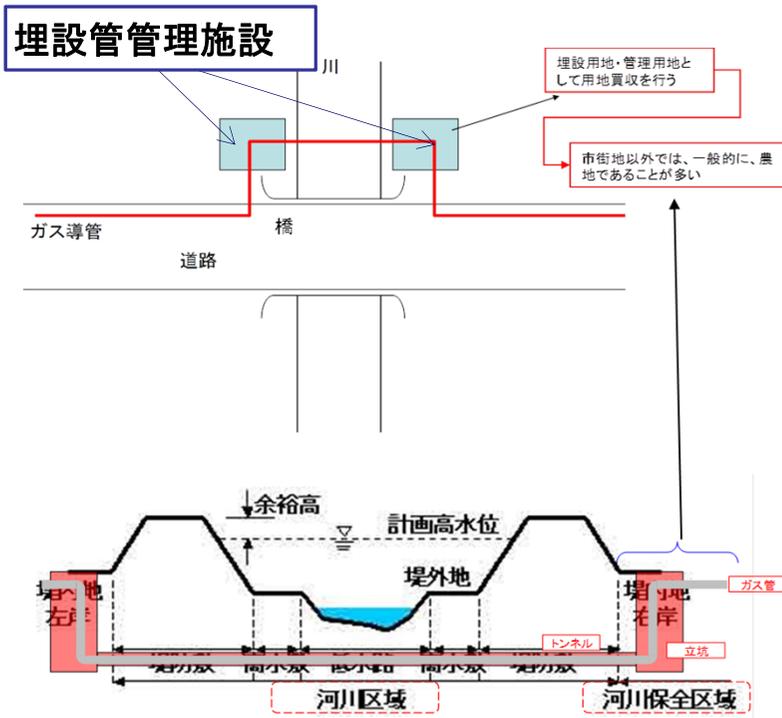


(1)ー③ガス工作物設置における農地転用許可の不要化

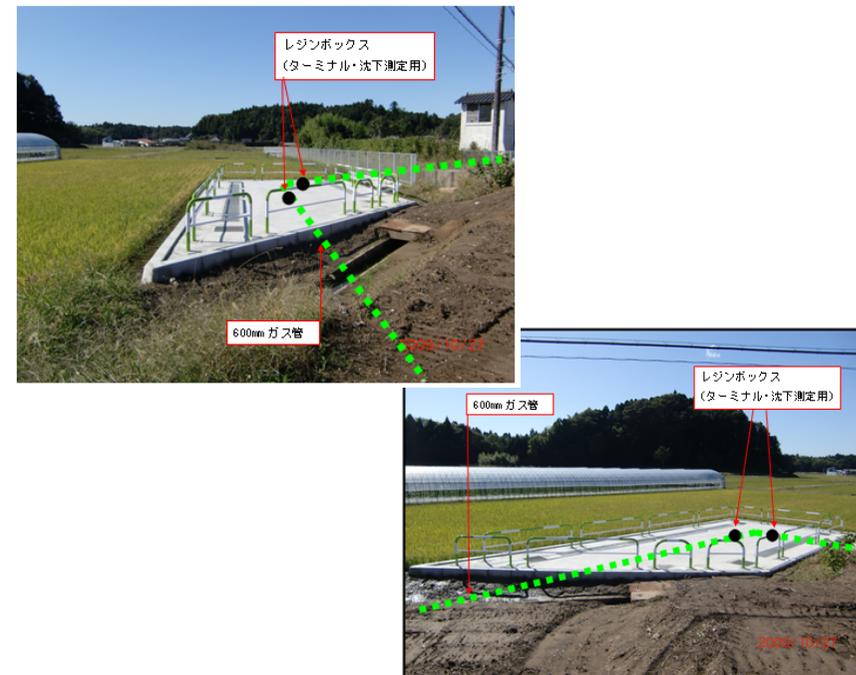
平成25年度
措置予定

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>電力・通信事業と同様に、農地転用の許可自体を不要としていただきたい</p> <p><関係法令></p> <p>農地法施行規則第18条、第32条、第53条</p>	<p>【現状】</p> <p>ガス工作物の設置には農地転用許可が必要であり手続きに時間を要する。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>電力・通信事業と同様に、農地転用の許可自体を不要としていただきたい</p> <p>農地転用許可が不要となれば、事前の農振除外完了も不要となるため、農振除外申請受付までのリードタイムの短縮と農振除外申請から農地転用許可までの期間(10~11ヶ月)の短縮が可能になる</p>

推進工事の例(河川の場合)



埋設管管理施設の設置例



(2)ー①コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>コージェネレーション設備について、保安上の支障がないこと等一定の要件を満たした場合は、コージェネレーション設備専用の引込線を敷設することを可能としていただきたい</p> <p><関係法令> 電気事業法施行規則</p>	<p>【現状】</p> <p>コージェネレーション設備を設置する場合、「<u>一需要場所、一需給契約、一引込</u>」の原則により、施設内の電力を賄うために用いられる引込線を経由して連系接続を行っているが、施設内の熱需要の分布や受変電設備の状況によっては、熱導管や電気設備の工事費用負担が増加し、導入のネックとなる場合がある。</p> <p>また、昨今の需給逼迫への対応等のため、コージェネレーション設備で発電した電気を電気事業者に<u>売電(逆潮)する際についても、この引込線を利用</u>することとなり、既存の施設で自家消費した上で、残りを売電する配線形態となることから、発電した電気の大部分を施設内で消費するため、<u>売電量がゼロないし僅少になる</u>ことが多い。</p> <p>【要望理由、効果】</p> <p>コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続を可能とすることで、コージェネレーション設備の導入拡大を通じた節電・省エネルギーの促進、「<u>分散型・グリーン売電市場</u>」の活性化等が期待される。</p> <p>なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「再生可能エネルギー設備に係る専用線での連系接続の実施」という類似の趣旨の決定がなされ、再生可能エネルギーについては施行規則の改正により専用線での連結接続が可能となっている。</p>

(2)－②燃料電池等の逆潮電力の活用

要望事項	規制の現状、要望理由等
<p>○ 要望事項</p> <p>電力供給不足への貢献(ピークカット等)、発電効率(総合効率)の高い燃料電池を始めとしたコージェネレーションシステムの稼働率向上のために、燃料電池等の逆潮電力を活用する仕組みを整備していただきたい</p> <p><関係法令> 電気事業法</p>	<p>【現状】</p> <p>東日本大震災後に分散型・グリーン売電市場が創設される等、電力需給の緩和や安定供給の向上に向け、コージェネレーションの発電電力を広く活用するための流通性の確保は喫緊の課題である。しかしながら、発電電力の適正な評価に加え、燃料電池等の家庭用コージェネレーションの発電電力は、電力系統への逆潮流防止装置の設置が実質的に不可避となっており、設備能力に余裕がある場合でも、現状は電力系統への逆潮流ができず、電力供給力不足・不安定性等に十分貢献できない構造・制度となっている。</p> <p>【要望理由】</p> <p>燃料電池等の逆潮電力を地産地消することで、社会全体の発送電コストを抑制することが可能となる</p> <p>分散型・グリーン売電市場の約定実績は8件に留まっている(平成25年6月末現在)他、家庭用コージェネは取引所等への参加が困難である。</p> <p>この問題の解決に向けて、低圧託送料金制度の整備や、分散型・グリーン売電市場の改革(買取価格の気配値や約定しなかった要因等の情報公開や事後評価の徹底など)を推進し、コージェネレーションによる電力の市場流通が促進されることで、供給力全体でのメリットオーダーに従った電源稼働が促進(最も効率的な電力供給)される。</p> <p>【効果】</p> <p>燃料電池を始めとしたコージェネレーションの逆潮電力を最大限社会で活用することが可能となれば、社会全体で発送電コストを抑制でき、電気料金の抑制に貢献できる(発送電コスト抑制の一例:発電効率改善、送電ロス回避、送電ネットワーク使用回避など)。</p> <p>また、コージェネレーションの安定的な稼働による導入者側の投資予見性の向上し、大規模発電所より建設リードタイムが短いコージェネレーションの新たな導入が促進され、結果として一層の電力のコストミニマムが可能となる</p>

<参考> 電力システム改革専門委員会報告書における電力託送料金の記載

■低圧託送制度の整備

小売全面自由化後は、これまでの高圧以上の自由化需要に加え、家庭など低圧需要についても託送制度を整備することが必要となる。現在の一般電気事業者の規制部門の料金体系では、二部料金制、最低料金制という二つの異なる方式が用いられているが(参考図4参照)、託送コストの大半を占める固定費の回収が容易であること等を踏まえると、低圧託送料金制度としては、原則として二部料金制を採用することが適当である。ただし、スマートメーターが導入されるまでの間は契約電力の設定が困難であるため、最低料金制も認めることとする。

なお、託送制度の見直しに当たっては、送配電網の効率的な利用、送配電投資の効率化、電源立地の適正化、分散型電源の活用等を促すため、託送料金制度に、潮流や需要地近接性をどのように組み込むのかも論点となる。このような論点についても、今後、国や広域系統運用機関において検討を行う必要がある。

■卸電力市場における卸電力取引所への需要家の直接参加

卸電力取引所への需要家の直接参加は、取引所取引の厚み増大、小売市場における競争促進、需要家にとっての選択肢拡大に資するものである。しかしながら、現状では、電気事業法上、接続供給契約の主体が特定電気事業者、特定規模電気事業者、及び一般電気事業者に限定されていることを受け、これら以外の需要家が自家消費分を調達するために卸電力取引所で取引を行うことは認められていない。

能力・信用力等について一定の条件を満たす需要家や特定供給を行う事業者が、卸電力取引所からの直接の電力調達やネガワットの売買を行えるよう、以下のような点を検討し、必要な制度を整備していくこととする。

- ・ [需要家が卸電力取引所から調達した電気の託送に関する整理](#)
- ・ 需要家が卸電力取引所から調達する供給形態の類型に関する整理(小売と考えるか卸と考えるか等)
- ・ 日本卸電力取引所(JEPX)における内部ルール(取引会員規程等)の在り方
- ・ 需要家が節電した分の売買を行うネガワット取引を卸電力取引所で行うためのルール整備

■デマンドレスポンスやネガワットの活用

我が国全体の電力供給を効率的に行うためには、デマンドレスポンスやネガワットなど、需要側の取組をその特性を踏まえて市場取引に取り入れることが有効である。スポット市場での取引のみならず、1時間前市場やリアルタイム市場における供給力・供給予備力の確保や、容量市場での取引においても、こうした需要側の取組の導入を最大限進めていくことが適当である。具体的な市場設計に当たっては、実際に負荷抑制がなされることを担保するための負荷遮断などの要件や、要件の履行を担保する方法、[デマンドレスポンスやネガワットを取引する際の託送契約の在り方](#)、小売事業者の同時同量制度との関係整理等について、検討を進めることが必要である。

以 上

ご清聴ありがとうございました